

平成26(2014)年6月20日

大熊町

独立行政法人都市再生機構

東日本大震災復興関係

大熊町とUR都市機構が「東日本大震災及び原子力災害からの復興まちづくりの推進に関する基本計画検討に係る協定書」を締結

大熊町とUR都市機構は、本年3月3日に交換した「東日本大震災及び原子力災害からの復興まちづくりの推進に向けた覚書」に基づき、本日、大熊町における復興まちづくりを推進するため、「東日本大震災及び原子力災害からの復興まちづくりの推進に関する基本計画検討に係る協定書」を締結したのでお知らせします。

これにより、大熊町とUR都市機構は、町が3月31日に策定した「大熊町復興まちづくりビジョン」の中で町土復興・再生の第一ステップと位置づけた大川原復興拠点における基本計画検討を協力して推進していきます。

・別添：協定書

(お問い合わせ先)

大熊町役場 企画調整課

課長補佐 幾橋 電話 0242 (26) 3844

UR都市機構 宮城・福島震災復興支援本部

福島復興支援部 計画調整チーム

チームリーダー 長門 電話 022 (355) 4657

東日本大震災及び原子力災害からの復興まちづくりの推進に関する
基本計画検討に係る協定書

大熊町（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、平成26年3月3日付で交換した東日本大震災及び原子力災害からの復興まちづくりの推進に向けた覚書第2条第1項第2号に定める復興整備事業の実施の前段となる基本計画検討について、同条第3項の規定に基づき、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、東日本大震災及び原子力災害による被災地の早期復興を図るため、甲乙相互の連携を図り、大熊町における大川原地区（以下「対象地区」という。）の基本計画検討における必要な事項を定めることを目的とする。

（基本計画検討にかかる役割分担等）

第2条 甲及び乙は、基本計画検討を円滑かつ効果的に推進するため、必要な情報交換を行うものとする。

2 甲は、復興整備事業の実施主体として、対象地区の計画策定及び合意形成等の推進を図るものとし、乙はこれに協力するものとする。

3 甲及び乙は、対象地区の基本計画検討の業務内容について協議し、甲からの委託に基づき、乙が業務を実施するものとする。

4 前項の規定に基づく業務の委託に際しては、あらかじめ甲乙間で別途契約を締結するものとする。

（秘密の保持）

第3条 乙は業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年6月20日

甲 福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野634番地
大熊町長 渡辺利綱

乙 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目6番1号
独立行政法人都市再生機構
宮城・福島震災復興支援本部
本部長 稲垣満宏